関西医科大学における研究活動上の不正行為に関する調査結果について

関西医科大学

１．経緯・概要

令和７年３月３日、関西医科大学（以下「本学」とします。）の研究不正等通報窓口に、本学の研究者が著者として関与した学術論文（７編）について、研究不正の疑いを指摘する匿名の告発がありました。また同年３月６日には、本学への通報内容と同内容の告発文書が独立行政法人日本学術振興会から回付されてきました。

これらの通報等を受け、本学は「関西医科大学研究活動における不正行為防止規程」（以下「規程」とします。）に基づき、予備調査を行い、令和７年５月２日に本調査の実施を決定しました。

２．調　査

⑴ 調査体制

本調査は、本学と国立研究開発法人国立循環器病研究センターが合同で調査を行い、外部有識者を過半数とする「関西医科大学合同調査委員会」（以下「合同調査委員会」とします。）を令和７年９月22日に設置しました。

合同調査委員会の構成は以下の通りです。

【関西医科大学合同調査委員会】

（関西医科大学・内部委員）３名

木梨　達雄　　関西医科大学　学長兼研究担当副学長　　［委員長］

人見　浩史　　関西医科大学　医学部教授・大学院医学研究科教務部長

中邨　智之　　関西医科大学　医学部教授

（関西医科大学・外部委員）４名

佐久間　信至　摂南大学　副学長（人事・入試・研究支援担当）、薬学部教授

金谷　重樹　　摂南大学　名誉教授

芦高　恵美子　大阪工業大学　副学長（教育・研究改革、学生支援、産学連携担当）、工学部教授

尾田　智史　　弁護士法人池内総合法律事務所　弁護士

（国立循環器病研究センター・外部委員）３名

宮澤　恵二　　山梨大学　医学部・大学院総合研究部（医学域）　教授

森本　剛　　兵庫医科大学　社会医学データサイエンス部門　教授

富井　和哉　　弁護士法人　英知法律事務所　弁護士

※ 調査終了時点の所属・職名

(2) 調査期間

令和 7 年 5 月 26 日～令和 8 年 5 月 22 日

（合同調査委員会の設置以前は、関西医科大学の単独調査を実施。）

(3) 調査方法

告発内容や調査対象論文の内容、関係資料・データ等の保存状況を確認のうえ、調査対象者へのヒアリング等を通して、不正行為の有無とその関与について調査しました。また、公的研究費との関連については、告発文書で指摘のあった研究資金及び調査対象論文記載の研究資金について、執行状況を調査しました。

３．調査結果（不正等の内容）

(1) 認定した不正行為の種別

特定不正行為（捏造）

(2) 不正行為に関与したと認定した研究者

・吉岡 慶　氏　　元 本学助教　（令和３年５月 31 日退職）

・大谷 肇　氏　　元 本学准教授（平成 26 年８月 31 日退職）

(3) 不正行為を認定した論文

論文名：Sepiapterin prevents left ventricular hypertrophy and dilatory remodeling induced by pressure overload in rats
(AMERICAN JOURNAL OF PHYSIOLOGY-HEART AND CIRCULATORY PHYSIOLOGY, 2015)

筆頭著者：吉岡 慶 氏、責任著者：大谷 肇 氏

(4) 不正行為の具体的内容及び判断理由

調査により、当該論文においては、吉岡氏が「実験実施、Figure 作成、データ分析、論文執筆」を行い、大谷氏が「画像の選択、論文の確認・修正」を担当していたことが確認されました。また、告発文で指摘のあった２箇所の画像（Figure 3 及び Figure 4 の画像）の全部又は一部分の一致については、処理後 8 週と 16 週の異なる週齢間の画像データの間で生じており、同じ週齢間では発生していませんでした。これは一般的に発生しづらい重複の仕方で、どちらか一方又は双方の画像が存在しない可能性があり、作為的な研究不正であるとの疑念も残ります。このような異なる週齢間での画像データの取り違えを複数の群で生じさせるような画像の保存・管理方法自体は、研究活動を行ううえでの基本的な注意義務を著しく怠っているものといえます。さらに、これらの行為により存在しないデータを存在するものとして記録し、学術論文として研究成果の発表を行っています。

これに対し、Figure 画像や実験データ等の根拠があれば、事実を明らかにする対応も可能となりますが、吉岡氏によると、規程に定める資料等の保存期間（論文発表後10 年間）中であるにもかかわらず、実験ノートや実験データ等の関係資料を既に廃棄しているとのことで、調査時点では資料・データ等の不存在により、疑義に対する具体的な反証を示せない状況にあります。

これらを総合的に考慮しますと、本事案の行為は、研究活動上の不正行為と判断することが相当であり、存在しないデータを存在するものとして記録、発表する特定不正行為の「捏造」にあたるものと認定しました。

また、不正行為の関与については、本事案の不正行為（画像の重複）は、吉岡氏が関与した行為によるものであり、大谷氏は責任著者の役割のほか「論文掲載画像の選択」の役割を担っていたことから、両氏を不正行為に関与した者として認定しました。

一方、他の共著者については、その役割等から、不正行為への関与は認められませんでした。

(5) 不正行為に関連して支出された公的研究費

不正行為を認定した論文に関して、以下の科学研究費助成事業に学術的な関連性が認められました。しかしながら、関係書類の保存期限超過のため、当該論文作成に係る具体的な支出内容は確認できませんでした。

研究種目名	研究課題名	研究期間
基盤研究(C)	虚血性心疾患における酸化ストレスの 2 面性と抗酸化療法ジレンマに関する研究	2008 年～2011 年

(6) 調査を踏まえた機関としての判断

前述のとおり、本事案では、特定不正行為を認定した論文に用いられた Figure について、不適切な画像データの保存・管理や取扱いがあり、さらには根拠となる実験データ等が不存在であったことから、これらの行為は、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った行為であると判断しました。

また、当該論文を掲載した学術誌のインパクトファクターや、現在までの被引用数を勘案した結果、医学分野の学術進展への影響や社会的影響は中程度であると判断しました。

(7) 調査結果の通知

不正行為の関与を認定した研究者（吉岡氏、大谷氏）に対して調査結果を通知したところ、所定の期限までに不服申立てはありませんでした。

(8) 不正行為の関与を認定した研究者への措置

① 論文の取扱いについて

本学としては、本事案では当該論文の結論への影響を明確に断定できなかったことから、取り下げ勧告までは行わないものとしますが、調査対象者には学術誌に対し調査結果に基づく適切な対応を取るよう通知しています。

② 機関としての処分について

不正行為の関与を認定した研究者（吉岡氏、大谷氏）は、調査開始時点で既に本学を退職しているため、本学の規程に基づく懲戒処分等は行えません。

４．不正等の発生要因

本事案では、研究者による不適切な画像データの管理、及び著者間での指導・確認体制の欠如が不正行為の発生要因であると言えます。これに加え、規程で定められた資料等の保存義務が遵守されておらず、告発された疑義に対する検証が困難な状況にありました。

５．再発防止策

本学は、今回の事態を極めて重く受け止め、今後このような不正行為が発生することのないよう、以下の再発防止策を徹底します。

① 研究倫理教育の徹底

研究者全員（大学院生を含む）を対象に、研究者行動規範教育（e-APRIN 研究者基本コース）及びコンプライアンス教育の定期的な受講を必須とし、その受講管理を徹底します。また、毎年、研究不正事例の紹介等を含む研究倫理講習会を開催し、研究公正に関する意識啓発を図ります。

② 研究データの管理及び保存の徹底

研究資料等の適切な保存・管理を徹底するため、研究データ保存に関するルールの周知を徹底します。また、論文投稿時に共著者全員が元データ等を確認したことを示す誓約書を提出する仕組みを整備し、相互チェック機能を強化します。

③ 研究公正に関する各種情報の定期的な周知の徹底

研究倫理教育責任者から、研究公正に関する情報を定期的に発信し、継続的な啓発活動を強化することで、不正が発生しづらい研究環境を構築します。

④ 適切な論文の指導・確認の徹底

主任教授や論文の責任著者、指導教員等は、論文の各著者の役割を踏まえ、適切な論文の指導・確認が徹底されるよう、必要な対応を行うこととします。

⑤ 大学院生に対する対応

指導的立場にある研究者は、大学院生が不正行為を行わない、不正行為に巻き込まれないといった健全な研究環境の構築と運営に努めなければならないものとします。

以　上